

別紙2

廃棄文書等処分業務

参考見積仕様書

令和4年10月

独立行政法人水資源機構
川上ダム建設所

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所（以下「発注者」という。）が発注する「廃棄文書等処分業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

2-1 業務概要

廃棄文書等（機密文書及びこれらを編纂しているチューブファイル、フラットファイル並びに、段ボール及び図面（ジアゾ式複写したフィルム）、図面収納ケース（筒型・ファイル型）等をいう。以下同じ。）収集運搬 1式
廃棄文書等処分 1式

2-2 業務内容

1. 本業務は、発注者の指定する引渡場所に保管してある廃棄文書等を収集運搬し、溶解処理にて処分を行う。
2. 受注者は、本業務の遂行に関して知り得た業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。また、収集運搬及び溶解処理時は、廃棄文書等の飛散並びに外部に流出することがないように、取り扱いには注意すること。
3. 発注者は、廃棄文書等の分別作業は行わない。
4. 廃棄文書等のうち溶解処理の出来ない材質のものについては、処分方法等について担当職員と別途協議し、溶解処理でない方法により処分する。

2-3 業務場所

引渡場所：①三重県伊賀市上之庄字地藏242番1-2
②三重県伊賀市阿保2171番地12 川上ダム建設所
廃棄場所：受注者所有又は受注者の協力工場等

第3節 予定数量

予定数量等 廃棄文書の量 約10,500kg

ただし、予定数量は参考値であり、当該数量を確約するものではない。

なお、処分数量については、数量が分かる書類により精算するものとする。

第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月15日までとする。なお、廃棄文書等の収集運搬については、以下の期限とし、作業日については、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

引渡場所① 令和4年12月23日（金）迄

引渡場所② 令和5年2月28日（火）迄

第5節

担当職員

1. 発注者は、業務における担当職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 担当職員は、本仕様書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の

職務を行うものとする。

3. 担当職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、担当職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。なお、担当職員はその口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第6節 業務履行に関し法律上必要な資格

受注者は、本業務の履行に関して法律上必要とされる許可等を有していること。

第7節 契約変更

業務内容に変更が生じた場合は、発注者と協議するものとし、これを発注者が必要と認めるときは契約変更の対象とする。

なお、設計変更については、契約書第13条及び第14条並びに事務的事項の現場説明書に記載のとおりである。

第8節 成果品

受注者は、業務の履行に際して、下表に示す業務状況毎に写真を撮影し、成果品として次のとおり提出するものとする。また、作業状況写真と併せて溶解証明書（その他の方法による処分の場合を含む。）及び、数量が確認出来る書類を提出するものとする。なお、提出書類の媒体は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

1. 作業状況写真 1部
2. 溶解証明書（その他の方法による処分の場合を含む。）及び、数量が確認出来る書類 1部

種別	撮影内容	備考
廃棄文書等処分業務	トラック搬出前（積載状況） トラック到着後（計量時の状況）	計量方法については、受注者の任意とする。
廃棄文書等処分	処分状況	

第9節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第10節 疑義等

本仕様書に記載無き事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以上

【数量表】

処分品名等	単位	予定数量	備 考
廃棄文書等収集運搬	式	1	①三重県伊賀市上之庄字地蔵242番1-2
	式	1	②三重県伊賀市阿保2171番地12 川上ダム建設所
廃棄文書等処分	kg	10,000	①三重県伊賀市上之庄字地蔵242番1-2 廃棄文書保管用段ボール(10kg)×1,000箱 予定数量は上記のとおり段ボールに換算したものであり、 実際には、段ボール以外に収納したものもあります。
	kg	500	②三重県伊賀市阿保2171番地12 川上ダム建設所 機密文書保管用段ボール(10kg)×50箱 予定数量は上記のとおり段ボールに換算したものであり、 実際には、段ボール以外に収納したものもあります。